

高橋（稔）委員

過日、堤防等の海岸保全施設の設計津波の水位の設定について御報告を頂きましたので、その点に関して何点か伺っておきたいと思えます。

まず、新年度予算では、地震や津波に対する対策の推進ということで、総額約 483 億円ほどの予算が計上されております。ここでは、津波と高潮対策ということで、いずれか高い方を設計水位として設定していくということでございました。そこで、市や町との協定や情報共有が重要になってくると思えますけれども、今後、市町とはどのように調整を図っていくお考えなのか、まず伺っておきたいと思えます。

流域海岸企画課長

市町との調整や情報共有は、大変重要であると考えております。今回の設計津波の設定においても、東京湾については、県と川崎市、横浜市、横須賀市、それに国土交通省京浜河川事務所で構成します東京湾におけるハード対策に関する意見交換会を、相模湾につきましても同様に、県と沿岸市町、京浜河川事務所で構成する相模湾におけるハード対策に関する意見交換会を開催し、調整や検討を行いました。平成 25 年度も引き続き両意見交換会を開催し、調整や情報共有を図ってまいります。

高橋（稔）委員

関係市町と十分な情報交換をしていただきたいと思います。昨年、平成 24 年 4 月 3 日の津波浸水予測の資料の中の最終ページに、内閣府が公表した最大津波高と本県が公表した最大津波高との比較表というのがありまして、それらがかなり違っているわけです。いずれも慶長型地震を参考にし、一部、明応型を参考にしておりますけれども、この津波高のかい離が気になります。今、関係市町と情報共有化をするということでございましたけれども、国の公表結果とこれだけかい離がありますと、どのように調整していくのかなと非常に懸念するところなんです。これについてどういうふうに考えているのでしょうか。

流域海岸企画課長

今、委員からのお話ありましたように、国におきましては、内閣府の方から、南海トラフ沿いの巨大地震における津波の高さというのを既に公表したところでございます。このことに当たりましては、基本的には国が主導で行っておりまして、公表の直前に、都道府県に対しまして説明会が開催されております。基本的には安全防災局の方が被害想定等を出しておりますが、そういうものを含めて、都道府県に対する説明会を行っている。都道府県の方は、その説明会で内容を聞きまして、それを持ち帰って地元の市町村に事前に説明すると、そういう流れになっております。

今後、相模トラフ沿いでも同様に、巨大地震に伴う津波あるいは地震に関する

被害想定等が出されますので、今の状況としましては、多分、同じように説明会等が開催されて、同じような流れになるのではないかと考えております。

高橋（稔）委員

説明会はそうですけれども、数値データがかなり違うわけです。鎌倉市においては、最大津波高がいずれも報告されておりますが、内閣府公表のものが 9.2 メートル、本県の公表が 14.5 メートルということで、いずれも慶長型地震を参考にした最大津波高なんですけれども、5メートル近くも違っているんです。説明会の実施等はそれはそれでやるんでしょうけれども、どういうふうに合意形成されながら物事を進めていくのかなと非常に気になったものですから、確認をしているんです。

それはそれとして、東京湾の川崎地域海岸や横浜地域海岸では、民間事業者との調整が必要になってくると思います。資料を御覧いただければ分かるように、コンビナート等様々な施設があるわけですけれども、民間業者等との調整についてはどのように行っていくのか伺います。

流域海岸企画課長

東京湾の川崎市や横浜市の地域海岸におきましては、防護するための海岸保全施設等の整備について、港湾事業者等の民間事業者との調整が必要になってまいります。

民間事業者との調整につきましては、県が本年 9 月下旬を目途に設定する設計水位を基にしまして、各港湾の管理者であります川崎市及び横浜市、横須賀市が調整を行うこととなっております。

高橋（稔）委員

港湾管理者が地域防災計画等に基づいてしっかり行っていくということなんだろうけれども、堤防等にしても、施設を設置する条件があって容易なことではないと思うんです。そうすると、これらについては、県の方は関わらずに、港湾管理者の方に委ねるといことになりますか。

流域海岸企画課長

県が本年 9 月下旬を目途に設定します設計水位が、基本的にはその基になりますので、これにつきましては各港湾管理者と緊密な調整を図ってまいります。一義的には、それを受けまして、各港湾管理者であります川崎市、横浜市、横須賀市がやっていただくのがまず第一かなと思っております。ただ、必要によりまして、県としましても、必要な情報等の共有について、各港湾管理者とは緊密な調整を図ってまいりたいと考えております。

高橋（稔）委員

先ほど申し上げました内閣府公表と本県公表とのかい離が、横浜市や川崎市の、いわゆる港湾区域内においても生じているわけです。横浜、川崎では約 2 メートルほど、横須賀市においては約 3 メートルほど、それぞれ津波高の公表結果が食い違ってきていることを考えますと、やはりこの辺も港湾管理者としっかりした協議を進めながら、施設の設定を十分協議していくことを要望しておきたいと思

います。今回、津波浸水検討部会を開催されまして、設計津波の水位の設定について了承されたということでもありますけれども、高潮による水位の設定についても検討部会の了承を得る必要があるのかどうか伺っておきたいと思えます。

流域海岸企画課長

今回は、津波による設計水位の設定を行うため、津波浸水想定検討部会を開催して、了承を得ました。今後、高潮による水位を算出しまして、設計水位を設定していきますが、海岸保全基本計画の変更が伴いますので、関係行政機関で構成します海岸保全基本計画の策定に関する検討会及び学識経験者などで形成する懇談会で検討を進めてまいりたいと考えております。

高橋（稔）委員

今おっしゃった海岸保全基本計画というのは、関係行政機関及び学識経験者等で検討するということですが、構成メンバー等、もう少し詳細に教えていただきたいと思えます。

流域海岸企画課長

検討会及び懇談会につきましては平成 16 年に設置をしております、同年に海岸保全計画を策定した際には、関係行政機関で構成する検討会としましては、海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者などであります県と市町及び東京湾、相模湾沿岸の全市町で構成をしていました。

また、学識経験者で構成する懇談会ですが、学識者、漁業関係者、海岸利用者、環境関係者などで構成をしていました。

高橋（稔）委員

百年に一度、あるいは千年に一度の地震という想定で、特に津波について検討されていくわけですがけれども、構成メンバーについて、そういった新しい視点を取り入れるということはないのでしょうか。

流域海岸企画課長

基本としましては、前回の構成メンバーをベースにいたしまして検討会及び懇談会を設置する予定であります、今後検討する中で新たに必要があると考えられるメンバーがありましたら、そのような方々も構成員として考えていきたいというふうに考えております。

高橋（稔）委員

なぜそんなことを申し上げたのかと言いますと、過日、少し資料を読んでいたら、イギリスの原子力安全学者と経済学者の共同研究ということで、ALARP原理というのがあるそうでした、どういう原理かという、小さな確率でも現実性を重視するという前提に立った原理原則だそうです。こういったことを研究している日本の学者もおられます。要するに、安全技術にも、いわゆる経済学的な視点を加味すべきだという論理なんです。さすがに損害保険の発祥の地であるイギリスの理論だなというところなんです、そんな視点もあるのかなと感じたんです。千年に一度と言われる確率論の話にはなりますけれども、そういう経済的な視点もやはり含んでおく必要もあると思うんですけれども、いかがでしょ

うか。

河川下水道部長

先ほどの南海トラフ上の内閣府の発表にもちょっと触れさせていただきながら、答弁させていただきます。

内閣府では、南海トラフ上、具体的には東海地震、東南海地震、それから南海地震の3連動が起こった場合にどうだろうということで、神奈川県では鎌倉において、最大で9.5メートルの津波が押し寄せてくるというのがシミュレーションの結果でございます。

私ども神奈川県が設定した浸水予測図は、南海トラフ上の陸側ではなくて、本県に影響を与える伊豆半島にぶつかるころのプレート、これは活断層ですけれども、これが動いた場合にどうなるのか、それが明応型、それから慶長型だともどうなるのかということでございます。浸水予測の部会の中で専門の地震学の方からも、それから過去にそういったことを述べていた研究者からも、やはり防災対策を講じる上においては、例えば、千年に一回起こるであろうというものを可能性として考えた中で予測することが必要であろうということでございました。それで予測したものが、今回は鎌倉で14.5メートルといった結果でございました。必ずしも国の予測とは一致していない。そのことについては、市町村の方々にもしっかり私どもの方から説明させていただいておるところでございます。

それから防災対策につきましては、知事もこれまでも考え方を申し上げておりますが、やはり基本は減災でありますので、例えば、千年に一回の水位に対応する高さを整備するのが本当にいいのかどうか、経済的なコストといったことも視野に入れて総合的に検討しなくてはいけないと思っております。

神奈川県では、おおむね百年に一回程度起こる津波に対して防護をしようとして、これは国と同じ考えでございますけれども、こういった考え方で今後も進めていくことを基本にしております。

現在、鎌倉等においては、まだ海岸の高さ等も、基準高が整備されておられませんけれども、この部分をしっかり今後、地元の方々の御意見を伺いながら進めていく必要があると認識しております。

また、高潮の方も、この10年間ですと、平成19年9月の台風9号及び平成22年10月の台風によって、三浦半島の西岸域も非常に大きな痛手をこうむりました。そういった点では、こういった高潮の計画をしっかりと整えておく必要がございます。近年、台風の大型化等によって潮位が増していますし、海岸防護においても構造物が壊れるという現実もございますので、ここの部分を現在見直しをしております。高潮の方については今後30年から50年に一回起こるであろうものを想定して護岸の高さを決めて、今後、景観や経済的なもの等も踏まえながらしっかり整備を進めていくということを考えてございます。

高橋（稔）委員

今回の海岸保全施設の整備で、小田原海岸等21箇所ということで9億4,600万円計上されています。専門家の皆さんを前にして恐縮ですけれども、その中で海

岸高潮対策費がちょっと少ないかなと、もう少しかさ上げしていただきたかったなという気もするんです。これは十分精査した上での予算計上ですから何とも申し上げられませんが、今後、継続的に海岸高潮対策に鋭意取り組んでいただくことを要望しておきたいと思います。

続きまして、河川施設の維持補修について伺いたいと思いますけれども、資料の中でも、ゲリラ豪雨等による自然災害に対する未然防止対策ということで、およそ 179 億円ほど計上しておりますけれども、まず、河川施設のどのような施設をどのように維持補修していこうとしているのか、確認をさせていただきます。

河川課長

まず、堤防が沈下する場合などがあり、このような場合は堤防の高さを確保するために、盛土による補修を行います。

次に、護岸については、洪水により基礎部が深掘れしたり破損することなどがありまして、深掘れを防ぐために根固め工を施工したり、破損したコンクリートブロックの取替えやねじの修繕など、護岸の補修を行っております。水門や分水路につきましては、機械や電気の設備などがございますので、必要に応じ維持補修を行っております。

また、河床に土砂が堆積した場合には、災害の未然防止のため、河床掘削など土砂の除去を行っています。

高橋（稔）委員

全般的な河川施設の維持補修について伺ったわけですが、私どもの地元で大岡川というのがありまして、これからの時期、かなり多くの方が河川流域の桜を楽しまれるという人気スポットもあります。その護岸はかなり早い時期に整備されまして、用水路もあるんですけれども、最近では浸水被害もないんですが、一たび護岸が決壊したりしますと、御承知のように沿線地域は住宅密集地ですので、被害の発生が懸念されるわけです。そこで、地元のことでは恐縮ですが、大岡川の老朽護岸については、来年度はどのような維持補修を考えておられるのか、確認させていただきます。

河川課長

確かに大岡川は、昭和 36 年の豪雨災害を契機に始めました災害復旧助成事業により、昭和 30 年代から 40 年代に護岸整備を行いましたので、老朽化した護岸もかなりございます。

護岸の補修に関しましては、日頃のパトロールなどで把握しておる危険性の高い護岸について行う予定で、平成 25 年度は、最上流部や上大岡駅付近などの老朽護岸の補修、補強を行ってまいりたいと考えております。

高橋（稔）委員

この大岡川ですが、上流には今申し上げましたように大岡川分水路もありまして、分水路やその水門設備もかなり老朽化して、さびついて開けにくいといった苦情などを頂いたこともあるんです。そこで、来年分の維持補修計画について伺っておきます。

河川課長

大岡川分水路は、本川の洪水を水門によりせき止めまして、洪水を分水して流す施設でございまして、昭和 56 年に完成しております。来年度は水門の巻上機を取り換える予定で、水門操作の万全を期すものでございます。また、分水路の入り口部分の堆積土砂の除去も行う予定でございます。

高橋（稔）委員

是非取り組んでいただきたいと思いますが、実は昨年度、大岡川の上流で護岸が崩落するという災害がありまして、河川監視用の無線アンテナのアンテナ柱が傾き、倒壊するおそれが生じまして、近隣の方も一時避難したということがありました。県の災害協業者がこのアンテナ柱を緊急撤去し、避難勧告はすぐ解除されたわけですけれども、災害の未然防止には水防活動も大変重要であると思います。

そういった意味で、昨今、ゲリラ豪雨という予期せぬ豪雨もあり、本当に水防活動等に苦慮されていると思いますけれども、水防体制の全体概要について確認させていただきたいと思います。

河川課長

県の水防組織は、水防本部と水防支部及び二つのダム管理事務所で構成されておりまして、横浜地方気象台から注意報、警報等の気象情報を受けた場合には、準備配備等の水防体制について水防活動を行います。

市町村では、水防の責任を有する水防管理団体で、県の水防体制に準じた体制をあらかじめ整備しており、水防警報が発せられたときなどは直ちに所轄の水防団や消防機関を出動させて、警戒配備につかせることになっております。

また、土木事務所などの各水防支部は、地元の建設業協会と協定を締結しておりまして、災害時の応急対策を行ってもらう体制もできております。

高橋（稔）委員

昨今、建設業協会の方々は、不況の影響で業者そのものが倒産してしまったりしてしますので、私どもが協力をお願いするような場面でも、なかなか大変なことも多かろうと思うんですけれども、水防体制における県の具体的な役割についても確認させてください。

河川課長

県は、県の水防計画を作成いたしまして、市町村に対して洪水予報や水防警報の通知などを行っております。

高橋（稔）委員

県はその役割を果たすために、具体的にどのような配備態勢をとっているのか、また、年間に何回程度、そういう配備態勢を確立しているのか、伺っておきたいと思います。

河川課長

県では、横浜地方気象台から大雨注意報等の通報を受けた場合には、すぐ本庁、土木事務所ともに準備配備の態勢につきます。降雨の状況や被害の状況に応じま

して、配備要員を増やしたり警戒配備とするなど、順次配備態勢を強化するようにしております。今年度の2月末まででございますけれども、準備配備が52回、警戒配備が24回、合わせて76回となっております。10箇年平均では約66回となっておりますので、平成23年度や平均に比べても多い状況となっております。

高橋（稔）委員

協力業者も減りつつあるし、職員の方も削減で減りつつあると、そういう中で災害は度を増しているということになりますと、職員体制もさることながら、運営手法でいろいろ工夫もしなくてはならないんだろうなと推測するんです。そこで日頃の訓練や情報収集、また収集された情報が間違いなく有効に活用されていくといったことが、間断なく流れていくことが大事かなと思います。そういったことを考え合わせて、水防情報に関する来年度予算について、どのような内容で計上されているのか、併せて伺いたいと思います。

河川課長

県では、県内各地に雨量計や雨水計を設置しております。観測したデータは各土木事務所で収集された後、県庁で一括処理し、リアルタイムで雨量や水位の状況を把握できる水防情報管理システムというものがございまして、市町村等の水防管理者へその情報を提供しております。

現在のシステムは稼働してから10年以上経過しております。機器が老朽化し、また交換部品には製造中止のものもありますので、正確且つ迅速に水防情報を提供するため、今年度から更新工事を実施しております。システムを更新することによりまして、より多くの情報量を扱うことができますので、一つの画面で水位ですとかカメラ画像など複数の情報が盛り込めるようになります。

今年度は県庁側の工事を実施しておりますけれども、来年度の予算案には、各事務所における更新工事の費用を計上させていただいております。

高橋（稔）委員

そういう情報を間違いなく収集して、それが活用されていくことは大事なんですけども、これも商用電源に頼っていますと、災害時などにはなかなか厳しい場合が出てきてしまうと思うんです。先ほど無線アンテナ柱が傾いてしまったというハード自体の問題もありましたけれども、こういう護岸等の関係では商用電源以外の確保も必要になってくるかなと思うんですが、その辺はどういう御見解なんですか。

河川課長

水防情報システムは気象状況に影響されない安定性が求められますので、商用電力が望ましいとは考えておりますけれども、自然エネルギー関係の今後の技術の進展などについて注視してまいりたいと考えております。

高橋（稔）委員

そういった自然エネルギー、蓄電システムも充実してきているようですので、是非前向きに考えていただきたいと思います。

今伺いました台風やゲリラ豪雨、こういった大雨のときに、確実な水防体制を

とっていくことが大事だと思います。ましてや、都市河川など住宅がかなり密集しているところに河川がありますので、護岸の安全管理に是非努めていただきたいと思います。

特に、河川施設の維持補修は重要であると思っておりますけれども、県管理河川全体の維持補修に関しまして、新年度予算における概要を確認しておきたいと思っております。

河川課長

来年度は、河川施設の維持補修の県単独予算としまして、対前年度比で 1.02 倍の約 30 億円を計上するとともに、公共事業の水防情報、基盤、緊急整備事業費、約 4 億 7,000 万円を計上し、護岸の補修や堆積土砂の除去、水防情報管理システムの更新などを行いまして、適切な維持補修に努めてまいります。

高橋（稔）委員

一頃かなりクローズアップされましたけれども、親水性につきましても考慮していただければと思います。しっかりした護岸整備を考えますと、ともすると親水性が失われがちかなと思いますので、自然とマッチし、地域の方に愛されるような河川づくりを併せて目指していただくことを要望して、質問を終わりたいと思います。

高橋（稔）委員

公明党県議団を代表し、当委員会に付託されました諸議案に賛成の立場で意見を申し述べます。

はじめに、県土整備局所管の経済対策に関連してであります。

東日本大震災発生から 3 年目に入り、被災地の早期の復興とともに、そのための大きな支援力として、我が国全体の経済再生は喫緊の課題であります。国及び地方の間断なき緊急経済対策が重要であります。昨今、本県におけます建築関連業者の倒産件数の増加に見られるように、経済対策の重要性は日に日に増しております。

そのような中、本県では 14 箇月予算を編成し、前年度比も増加させておりますが、地震防災対策や維持補修に着実に取り組んでいくことが強く求められております。

このようなことを通して、早期の発注で経済波及効果を上げることは、地域経済対策に資するものでありますが、肝心なことは、地域企業が適正な利潤を確保し、そこで働く人々への還元がなされるかであります。具体的には、公共工事におけます支払手続の簡素化、中間前金払いの手続の簡素化など、是非とも新年度の事業を進めるに際しましては、地域目線で効果的な執行に努められるよう要望いたします。

緊急財政対策に関連して、公共建築工事の積算方式の見直しに関して、一言申し述べます。



積算価格については、県発注工事における工事实績を調査し、県の積算への反映をすることとありますが、これまでの同額の落札におけるくじ引きでの受注は、受注機会の公平性などの観点から課題があり、工夫が求められます。また、公共建築工事の積算システム、いわゆるRIBCのプログラム間違いによる入札不調の回避に取り組むようにも要望しておきます。さらに、原油価格の高騰により、資材費の割高などが懸念されておりますので、柔軟に、単品スライド条項などの適用についても検討していただきたく要望しておきます。

東日本大震災を踏まえた建築基準の検証・見直しについても、県民や事業者への周知が重要であります。この震災では、天井の脱落、エスカレーターの落下、電気給湯器の転倒など、建築物に大きな被害がありました。これらの被害を受けて、国では建築基準の検証・見直しを行っております。本県でも、東海地震等の大地震の切迫性が指摘されていることから、建築物の安全性の確保は重要な課題であります。今後、関連する建築基準の見直しに当たっては、県民や事業者への周知を図るとともに、他の特定行政庁とも連携をとりながら、その適正な運用に努められるよう要望しておきます。

次に、県営住宅ストック総合活用計画の改正素案についてであります。

県営住宅の整備・管理については、少子高齢化の進展や県営住宅の老朽化、また、地震防災対応など、極めて難しい環境に置かれております。緊急財政対策においても、県直営方式を基本として、経営資源の見直しも求められています。県営住宅としての存続を要望するところではありますが、大事なことは、既存ストックの長寿命化と適正な管理に当たり、住民と県の考え方の合意形成が必要であります。現実のような状況からも、特に建築後50年を経ている団地については、整備手法について統合や集約などの理解を求めていくことが重要です。県営住宅ストック総合活用計画改正素案の公表に向かって、着実に様々な課題克服に取り組んでいただくよう要望いたします。さらに、緊急財政対策に関連してありますが、都市公園の存続についても要望しておきます。

次に、神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正についてであります。

これは、道路法施行令の一部改正を踏まえたものであり、再生可能エネルギーの普及については本県も力を入れていることから、今後、多くの事業者からも道路占用の許可申請や相談があると思われれます。道路利用者の安全性や利便性を妨げない設置場所であることが前提ではありますが、道路管理者としての立場で再生可能エネルギーの普及についても支援をしていただくよう、要望しておきます。また、横断歩道橋の津波避難施設としての活用についても、今後、沿岸沿いの市町からの問い合わせがあった場合には、道路管理者として地域防災計画を所管する市町との連携を図りながら、着実に取り組んでいただくよう要望しておきます。

次に、東海道貨物支線貨客併用化は課題が大きいと、時間のかかる取組であることは承知しておりますが、京浜臨海部の活性化にとって大変な重要なものであると考えております。今後も沿線自治体と連携して、国への働き掛けは当然として、着実な調査・検討を進めていくよう要望しておきます。

次に、堤防等の海岸保全施設については、早期の整備が望まれますが、市町との十分な調整を図ることが前提であることは当然であります。そのためにも、設計水位を早期に設定し、総合的に判断して、計画の高さ設定を示していただくよう要望いたします。また、海岸保全計画の変更に際しては、関係行政機関で構成する検討会や、学識経験者で構成する懇談会で検討することとありますが、県民や事業者の意見反映についても検討していただければ幸いです。

河川施設の維持補修についても、一言申し述べます。

近年のゲリラ豪雨や台風などに備え、老朽化した護岸など、河川等の公共土木施設は、県民生活にとって命に関わる重要なものであります。これらの施設の維持補修を着実にを行うことが災害の未然防止につながり、結果的にもトータルコストの低減につながってまいります。これまで長きにわたり本県の河川行政に頑張ってくられた河川下水道部長を中心に、県土整備局がしっかり取り組んでこられたことに敬意を表し、今後、更なる県民生活の安全・安心の確保に努めていただくようお願いいたします。